

〈小松市立月津小学校いじめ防止基本方針〉

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ①いじめは、「どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある」ことを、全教職員が十分認識する
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校教育全体を通じて、児童一人一人に持たせる
- ③児童一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識し、早期発見に努める
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識する
- ⑤いじめの情報を抱え込むことなく、組織的な対応を可能にする体制整備に努めるとともに、外部機関との連携を図る
- ⑥定期的な検査だけでなく、必要に応じきめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

2 いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーで構成する。その役割は、未然防止のための環境整備や対策に努め、いじめが発生した場合は早期に解決ができるように組織的に対応して指導に当たる。

(2) 役割

- ①いじめ未然防止について、取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止

児童が周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

(1) わかる授業づくり

- ・「わかった」(達成感)「できた」(成就感)「使えた」が実感できる授業づくり
- ・学び合いのある授業づくり
学習過程や学習形態を工夫する。
- ・すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫
- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がないか確認

(2) 道徳教育や特別活動の時間の充実

- ・学校教育活動全体を通じた道徳教育
道徳教育のねらいを全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・人権教育では、校内・外部講師による人権教育の講話等も通じて、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の育成

- ・規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。
- ・月津っ子のきまりの確認
- ・学習規律の定着

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己有用感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。

(5) 児童会等が中心となる取組

- ・全校集会、児童集会、期末の集会の運営
- ・あいさつ運動(企画委員会・あいさつ運動・高学年の自主的な取り組み)
- ・異学年交流の充実(たてわり掃除、ハッピーフェスティバル等)

(6) 体験活動を取り入れた取組

- ・育てようわたしたちのお米
- ・異学年齢集団活動(たてわり掃除、あいさつ運動、たてわり遊び)

(7) 家庭や地域と連携した取組

- ・非行被害防止講座の実施

4 いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気づいた情報を確実に共有する。そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばししたりすることがないように注意する。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・アンケート（月津っ子、学校生活）を毎月行い、いじめの実態把握に取り組む。
- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施し、相談事例については集約し、全教職員で共有する。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

(3) 学校で分かるいじめ発見のポイント

- ・児童のちょっとした変化に敏感に気付くことができる教師集団を形成する。
- ・児童理解の会等を定期的に行い、全教師で全校児童を共に育てていこうとする意識を高める。

(4) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

- ・保護者アンケートや保護者懇談会を通して、家庭との連携を図る。

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速に組織的に対応する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

(1) いじめに対する組織的対応

- ・いじめに関する情報を把握した場合には、「いじめ問題対策チーム」で協議する。
- ・発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、組織的に対応する。その際、必要に応じて「いじめ問題対策チーム」のいじめ対応アドバイザーにその報告・助言を求める。
- ・在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに概要を小松市教育委員会に報告する。

(2) 子どもや保護者への対応

①いじめられている子どもと保護者への対応

【児童】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・いじめの事実関係を正しく把握するときは、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

- ・子どもの長所を見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・問題が解決後も、子どもの行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【保護者】

- ・いじめの訴えやどんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応を心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行う等、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席を認めることを伝える。

②いじめている子どもとその保護者への対応

【児 童】

- ・いじめた児童から事実関係の聴取を行う。
- ・いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合は、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたくて指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【保護者】

- ・家庭訪問をして迅速に保護者に連絡し、事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため、保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・「いじめは絶対に正当化できないものである」という毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらえるよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- ・学校と保護者が連携して保護者に協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。

③いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対して自分の問題として捉えさせる。（誰かに知らせる勇気を持つ。）
- ・はやしたてる等同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを許さない学級集団づくりや互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる集団作りを行う。

（３）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

子どもたちはいつでもインターネットに接続できる環境になってきているが、大人の理解不足から対応が後手になることがある。そのため、教職員及び保護者は仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、子ども達に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察などの関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

6 重大事態への対処

（１）重大事態について

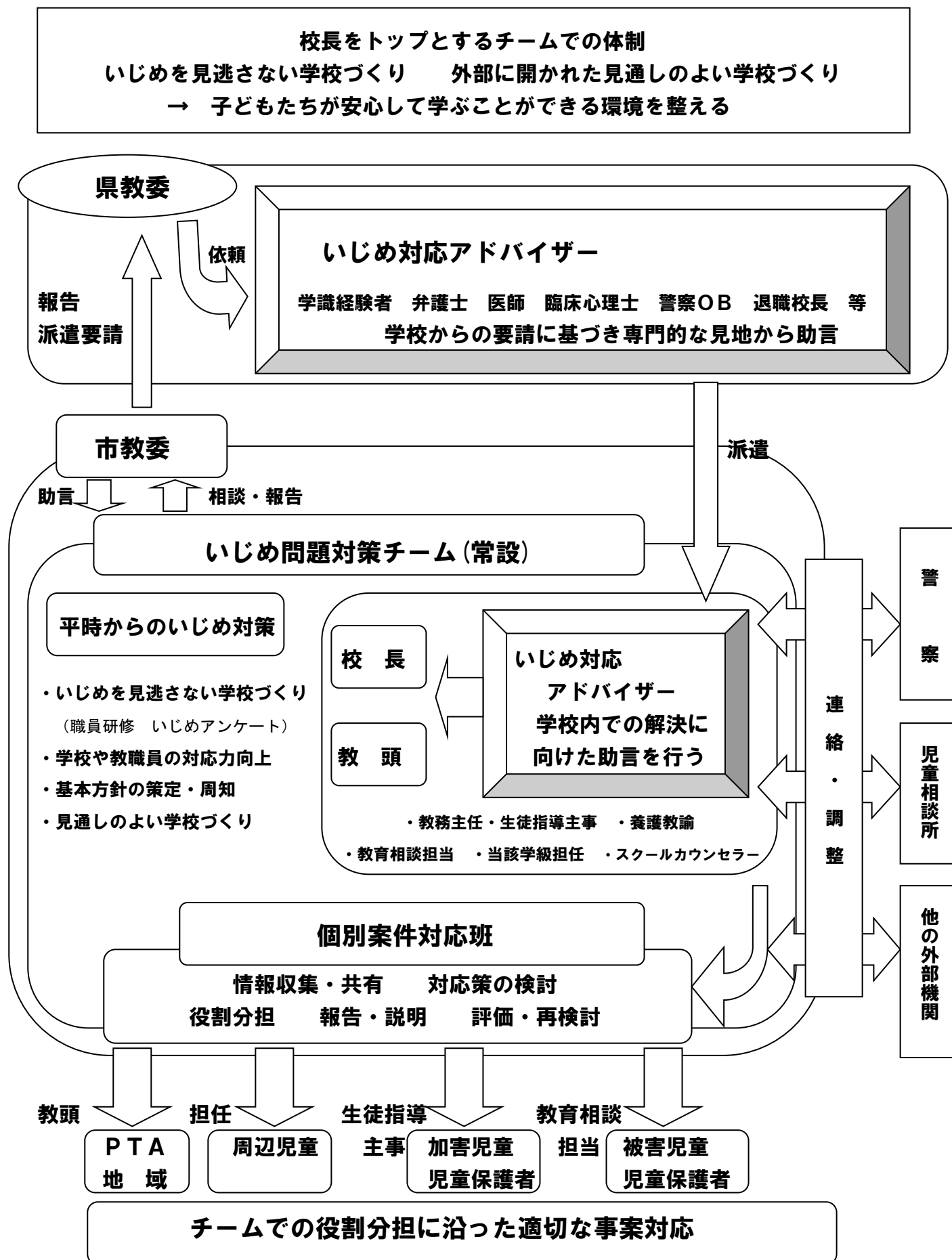
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条 第1号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条 第2号）

（２）重大事態発生の報告

- ・重大事態が発生した場合は、小松市教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

いじめ問題に対する校内体制

月津小学校



年間計画

・PDCA サイクルに基づく見直し、年間計画に組み込む。

月	①わかる 授業づくり ②道徳教育・ 特別活動	③規範意識の 育成 ④いじめ調査・ 教育指導	⑤児童会が中心と なで行う取組 ⑥体験活動を取り 入れた取組	校内研修	⑦家庭や地域と連 携した取り組み
4	年間計画作成 指導計画	月津っ子のきまり確認 学校生活アンケート	あいさつ運動	学校いじめ防止 基本方針の確認 児童理解の会	学級懇談会
5	提案授業	学校生活アンケート 月津っ子学習のきまり	全校集会	児童理解の会	
6	研究授業	月津っ子アンケ ート	たてわり遊び	児童理解の会	学級懇談会
7	研究授業	学校生活アンケート 夏休み月津っ子のきまり	終業式	児童理解の会	
8	平和集会			児童理解の会 いじめアドバイ ザーによる研修	
9	研究授業	学校生活アンケート		児童理解の会	
10	研究授業	学校生活アンケート 月津っ子学習のきまり	全校集会 運動会	児童理解の会	
11	研究授業	月津っ子 アンケート	ハッピー フェスティバル	児童理解の会	学級懇談会
12	人権週間 研究授業	学校生活アンケート 冬休み月津っ子のきまり	人権集会 ユニセフ募金	児童理解の会	
1		学校生活アンケート		児童理解の会	
2	感謝の会	月津っ子のきま りの見直し 月津っ子 アンケート	各活動の見直し 感謝の会	児童理解の会	学級懇談会 非行・被害防止講座
3	今年度の反省 次年度の計画	学校生活アンケート 春休み月津っ子 のきまり	今年度の反省 次年度の計画	今年度の反省 次年度の計画	今年度の反省 次年度の計画